

仕様書	
滝ヶ原国設宿舎襖貼替整備	仕様書番号 17
	作成年月日 令和6年2月16日
	作成部隊名 滝ヶ原駐屯地業務隊
	作成者 宿舎係 山口1曹

## 1 件名

滝ヶ原国設宿舎襖貼替整備

## 2 場所

静岡県御殿場市中畑 2092-83 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 滝ヶ原宿舎B棟  
 静岡県御殿場市萩原 923-1 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 ぐみ沢宿舎

## 3 概要

各国設宿舎の襖の貼替 1式

## 4 期間

契約締結～令和7年3月31日

## 5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「滝ヶ原国設宿舎襖貼替整備」について適用する。
- (2) 本工事は、本仕様書による他、国土交通省制定の公共建築工事標準仕様書等を準拠するものとする。
- (3) 本仕様の施工に関して、十分な知識、経験及び技術を有し、かつ施工を安全に遂行するものとする。
- (4) 特記なき限り、本件に使用する材料はすべて新品とし、監督職員の検査を受けて合格したものを使用する。
- (5) 現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関連法令を遵守し行う。現場代理人は、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じる等安全管理を徹底させる。
- (6) 着手に先立ち、監督職員と協議のうえ計画工程表を作成し、監督職員へ1部提出するほか、監督職員に示される着手届、現場代理人氏名通知書等の書類を速やかに提出する。
- (7) 整備写真は、施工前・施工中・施工後、隠ぺいとなる箇所、材料及び監督職員が指示するものを、整備用アルバム（A4縦型）に整理のうえ1部提出する。
- (8) 図面と仕様書の内容に相違又は明示無き場合、若しくは疑いを生じた場合は、監督職員と協議のうえ内容を確認する。
- (9) 本使用書及び設計図書に記載なき事項といえども技術上、当然必要とする事項については、請負者の負担において実施すること。

- (10) 請負者は、整備に際して宿舎地域内での行動は、常に監督職員の指示に従うとともに、施工地域以外への立ち入りは行わないこと。
- (11) 請負者は、本整備に関わるすべての事柄について、その内容が流出しないよう万全の処置を講ずること。
- (12) 既存施設、設備等の保護には十分注意し、万一損傷若しくは汚染させた場合には請負者の負担において早急に補修し、原型に復旧すること。
- (13) 事故発生時には、速やかに監督職員に報告すること。
- (14) 作業時間は原則として、0815～1700までとし、土日祝日は含まない。但し、工事の都合上又は宿舎貸与者の都合上作業時間の延長等を必要とする場合には、監督職員と協議するものとする。

## 6 特記仕様書

- (1) 袋の規格等については、下表のとおりとする。

整備場所	規格等
滝ヶ原 宿舎B棟	<p>1 紙ぶすま</p> <p>(1) 本ぶすま (1800mm×900mm)</p> <p>ア J I S 規格製品とする。</p> <p>イ 下張り</p> <p>茶ちり紙・黒紙または紫紙・袋紙</p> <p>ウ 上張り</p> <p>(ア) 表</p> <p>白色系、鳥の子または新鳥の子</p> <p>(イ) 裏</p> <p>雲華紙</p> <p>(2) 天袋ぶすま (500mm×900mm)</p> <p>本ぶすまと同一の規格とする。</p>
ぐみ沢宿舎	<p>2 クロスぶすま</p> <p>(1) 本ぶすま (1800mm×900mm)</p> <p>ア J I S 規格製品とする。</p> <p>イ 白色系、クリーム色</p> <p>(2) 天袋ぶすま (500mm×900mm)</p> <p>本ぶすまと同一の規格とする。</p> <p>3 接着剤</p> <p>J I S 規格製品壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤とし、ホルムアルデヒド放散量F☆☆☆☆同等以上のもの</p>

(2) 張替数量については、下表のとおりとする。

整備場所	紙ぶすま				クロスぶすま		数 量 (戸数)
	本ぶすま		天袋ぶすま		本ぶすま	天袋ぶすま	
滝ヶ原	表	裏	表	裏			
宿舎B棟	5面	3面	3面	3面	11面	3面	1戸

整備場所	紙ぶすま				数 量 (戸数)
	本襖		天袋		
ぐみ沢	表	裏	表	裏	
宿舎	4面	2面	2面	2面	1戸

(3) (2)の面数及び数量については予定数量のため変更する場合がある。

(4) その他

- ア 本整備は公務員宿舎内であるため、入居者及び近隣住民に及ぼす騒音、粉塵等の影響については十分留意し、最小限となるように配慮すること。
- イ 本整備の作業時期は、監督職員を通じて宿舎貸与者の了承を得た後、施工を行うものとすること。
- ウ 本整備に関する保証は、完了検査合格後1年間とする。

エ 提出書類

- (ア) 整備材料搬入報告書（出荷証明書）
- (イ) 着工届
- (ウ) 現場代理人等指名通知書
- (エ) 工程表
- (オ) 整備写真
- (カ) 完成通知書
- (キ) その他、監督職員が指示する書類

仕様書	
滝ヶ原国設宿舎室内等塗装整備	仕様書番号 16
	作成年月日 令和6年2月16日
	作成部隊名 滝ヶ原駐屯地業務隊
	作成者 宿舎係 山口1曹

## 1 件名

滝ヶ原国設宿舎室内等塗装整備

## 2 場所

静岡県御殿場市中畑2092-83 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 滝ヶ原宿舎B棟  
 静岡県御殿場市萩原923-1 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 ぐみ沢宿舎

## 3 概要

各國設宿舎の室内等塗装 1式

## 4 期間

契約締結～令和7年3月29日

## 5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「滝ヶ原国設宿舎室内等塗装整備」について適用する。
- (2) 本工事は、本仕様書による他、国土交通省制定の公共建築工事標準仕様書等を準拠するものとする。
- (3) 本仕様の施工に関して、十分な知識、経験及び技術を有し、かつ施工を安全に遂行するものとする。
- (4) 特記なき限り、本件に使用する材料はすべて新品とし、監督職員の検査を受けて合格したものを使用すること。
- (5) 現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関連法令を遵守し行う。  
現場代理人は、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じる等安全管理を徹底させること。
- (6) 着工に先立ち、監督職員と協議のうえ、計画工程表を作成し、監督職員へ1部提出するほか、監督職員に示される着工届、現場代理人氏名通知書等の書類を速やかに提出すること。
- (7) 整備写真は、施工前・施工中・施工後、隠ぺいとなる箇所、材料及び監督職員が指示するものを、整備用アルバム（A4縦型）に整理のうえ1部提出すること。
- (8) 図面と仕様書の内容に相違又は明示無き場合、若しくは疑いを生じた場合は、監督職員と協議のうえ内容を確認すること。
- (9) 本使用書に記載なき事項といえども技術上、当然必要とする事項については、請負者の負担において実施すること。
- (10) 請負者は、整備に際して宿舎地域内の行動は、常に監督職員の指示に従うとともに

に、施工地域以外への立ち入りは行わないこと。

- (11) 請負者は、本整備に関わるすべての事柄について、その内容が流出しないよう万全の処置を講ずること。
- (12) 既存施設、設備等の保護には十分注意し、万一損傷若しくは汚染させた場合には請負者の負担において早急に補修し、原型に復旧すること。
- (13) 事故発生時には、速やかに監督職員に報告すること。
- (14) 作業時間は原則として、0815～1700までとし、土日祝日は含まない。但し、工事の都合上又は宿舎貸与者の都合上作業時間の延長等を必要とする場合には監督職員と協議するものとする。

## 6 特記仕様書

- (1) 室内等の塗装の規格等については、下表のとおりとする。

整備場所	規格等	塗装面積 (m <sup>2</sup> )	数量 (戸数)	備考
滝ヶ原宿舎B棟	1 使用塗料 (1) 壁、木部 水性塗料、色：白系 J I S 規格製品 ホルムアルデヒド放散量は F☆☆☆☆同等以上のもの (2) 鉄部、玄関ドア 油性塗料、色：既塗装色と同程度 J I S 規格製品 ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆同等以上のもの	69.0	1	※各宿舎の塗装面積(m <sup>2</sup> )については基準とする。  入札にあたり各宿舎の内部の状況、塗装面を確認すること。
ぐみ沢宿舎	2 上塗り用塗料を現場調色する場合は同一製造所の塗料とすること。 3 仕上げの色合いの見本帳又は見本塗板を施工前までに監督職員に提出すること。	46.0	1	

### (2) 施工一般

- ア 塗料は調合された塗料をそのまま使用すること。但し、素地面の状況、気温の工程等に応じて、適切な粘度に調整することができる。
  - イ 素地面の状況に応じて、穴埋め、パテかいを実施すること。
  - ウ 塗装の際には、養生、マスキング等により塗装面以外の汚損を最小限にするとともに汚損した場合は速やかに補修すること。
  - エ 塗装は下塗り、上塗りの2回以上とすること。
  - オ 仕上がり面はむら、しわ、へこみ、はじき、つぶ等がないように仕上げること。
- (3) (1)の数量(戸数)については予定数量のため変更する場合がある。

## (4) その他

- ア 本整備は公務員宿舎内であるため、入居者及び近隣住民に及ぼす騒音、粉塵等の影響については十分留意し、最小限となるように配慮すること。
- イ 本整備の作業時期は、監督職員を通じて宿舎貸与者の了承を得た後、施工を行うこと。
- ウ 電気、水道等の光熱水費は受注者負担とする。
- エ 本整備に関する保証は、完了検査合格後1年間とする。
- オ 提出書類

下記の書類を監督職員の指定する様式で提出

- (ア) 着工届
- (イ) 現場代理人等指名通知書
- (ウ) 工程表
- (エ) 整備写真
- (オ) 完成通知書
- (カ) その他、監督職員が指示する書類

仕様書	
滝ヶ原国設宿舎畳新調整備	仕様書番号 14
	作成年月日 令和6年2月16日
	作成部隊名 滝ヶ原駐屯地業務隊
	作成者 宿舎係 山口1曹

## 1 件名

滝ヶ原国設宿舎畳新調整備

## 2 場 所

静岡県御殿場市中畑2092-83 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 滝ヶ原宿舎B棟  
 静岡県御殿場市萩原923-1 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 ぐみ沢宿舎

## 3 概 要

各国設宿舎の畳の交換 1式

## 4 期 間

契約締結～令和7年3月31日

## 5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「滝ヶ原国設宿舎畳新調整備」について適用する。
- (2) 本工事は、本仕様書による他、国土交通省制定の公共建築工事標準仕様書等を準拠するものとする。
- (3) 本仕様の施工に関して、十分な知識、経験及び技術を有し、かつ施工を安全に遂行するものとする。
- (4) 特記なき限り、本件に使用する材料はすべて新品とし、監督職員の検査を受けて合格したものを使用する。
- (5) 現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関連法令を遵守し行う。現場代理人は、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じる等安全管理を徹底させる。
- (6) 着手に先立ち、監督職員と協議のうえ計画工程表を作成し、監督職員へ1部提出するほか、監督職員に示される着手届、現場代理人氏名通知書等の書類を速やかに提出する。
- (7) 整備写真は、施工前・施工中・施工後、隠ぺいとなる箇所、材料及び監督職員が指示するものを、整備用アルバム（A4縦型）に整理のうえ1部提出する。
- (8) 図面と仕様書の内容に相違又は明示無き場合、若しくは疑いを生じた場合は、監督職員と協議のうえ内容を確認する。
- (9) 本使用書及び設計図書に記載なき事項といえども技術上、当然必要とする事項については、請負者の負担において実施すること。

- (10) 請負者は、整備に際して宿舎地域内の行動は、常に監督職員の指示に従うとともに、施工地域以外への立ち入りは行わないこと。
- (11) 請負者は、本整備に関わるすべての事柄について、その内容が流出しないよう万全の処置を講ずること。
- (12) 既存施設、設備等の保護には十分注意し、万一損傷若しくは汚染させた場合には請負者の負担において早急に補修し、原型に復旧すること。
- (13) 事故発生時には、速やかに監督職員に報告すること。
- (14) 作業時間は原則として、0815～1700までとし、土日祝日は含まない。ただし、工事の都合上又は宿舎貸与者の都合上作業時間の延長等を必要とする場合には、監督職員と協議するものとする。

## 6 特記仕様書

- (1) 料の新調の規格等については、下表のとおりとする。

整備場所	規格等	数量		備考
		枚数	基	
滝ヶ原宿舎B棟	団地間 1畳（約1,700×約850mm） 畠表：樹脂製 色 グリーン系 畠縁：JIS L3108に準じたヘリ地 柄ヘリ地又はPPヘリ地	12		・各宿舎の畠の寸法については、基準とするも実寸法を優先とする。
ぐみ沢宿舎	色 グリーン系 畠床：約55mmの本畠 スタイル床III型（建材等でスタイルフォームをサンドイッチしたもの）	12		・各居室の1戸あたりの枚数は6枚とする。
合 計			24	

- (2) 畠新調の際には、床にしっかりとめ込み凹凸がないように行うこと。
- (3) 本整備で交換した古畠については、請負者の責により処置し、産業廃棄物表の写し（e票）を監督職員へ都度、提出すること。
- (4) (1)の数量については予定数量のため変更する場合がある。
- (5) その他
  - ア 本整備は公務員宿舎内であるため、入居者及び近隣住民に及ぼす騒音、粉塵等の影響については十分留意し、最小限となるように配慮すること。
  - イ 本整備の作業時期は、監督職員を通じて宿舎貸与者の了承を得た後、施工を行うものとすること。
  - ウ 電気、水道等の光熱水費は受注者負担とする。ただし、機器の試運転等に係るものと除く。
  - エ 本整備に関する保証は、完了検査合格後1年間とする。

オ 提出書類

- (ア) 産業廃棄物表の写し (e 票)
- (イ) 下記の書類を監督職員の指定する様式で提出
  - a 着工届
  - b 現場代理人等指名通知書
  - c 工程表
  - d 整備写真
  - e 完成通知書
  - f その他、監督職員が指示する書類

仕様書		
滝ヶ原国設宿舎天井クロス貼替整備	仕様書番号	15
	作成年月日	令和6年2月16日
	作成部隊名	滝ヶ原駐屯地業務隊
	作成者	宿舎係 山口1曹

#### 1 件名

滝ヶ原国設宿舎天井クロス貼替整備

#### 2 場所

静岡県御殿場市中畑2092-83 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 滝ヶ原宿舎B棟  
静岡県御殿場市萩原923-1 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 ぐみ沢宿舎

#### 3 概要

各国設宿舎の天井クロスの交換 1式

#### 4 期間

契約締結～令和7年3月31日

#### 5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「滝ヶ原国設宿舎天井クロス貼替整備」について適用する。
- (2) 本工事は、本仕様書による他、国土交通省制定の公共建築工事標準仕様書等を準拠するものとする。
- (3) 本仕様の施工に関して、十分な知識、経験及び技術を有し、かつ施工を安全に遂行するものとする。
- (4) 特記なき限り、本件に使用する材料はすべて新品とし、監督職員の検査を受けて合格したものを使用する。
- (5) 現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関連法令を遵守し行う。  
現場代理人は、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じる等安全管理を徹底させる。
- (6) 着手に先立ち、監督職員と協議のうえ計画工程表を作成し、監督職員へ1部提出するほか、監督職員に示される着手届、現場代理人氏名通知書等の書類を速やかに提出する。
- (7) 整備写真は、施工前・施工中・施工後、隠ぺいとなる箇所、材料及び監督職員が指示するものを、整備用アルバム（A4縦型）に整理のうえ1部提出する。
- (8) 図面と仕様書の内容に相違又は明示無き場合、若しくは疑いを生じた場合は、監督職員と協議のうえ内容を確認する。
- (9) 本使用書及び設計図書に記載なき事項といえども技術上、当然必要とする事項については、請負者の負担において実施すること。
- (10) 請負者は、整備に際して宿舎地域内での行動は、常に監督職員の指示に従うとともに

に、施工地域以外への立ち入りは行わないこと。

- (11) 請負者は、本整備に関わるすべての事柄について、その内容が流出しないよう万全の処置を講ずること。
- (12) 既存施設、設備等の保護には十分注意し、万一損傷若しくは汚染させた場合には請負者の負担において早急に補修し、原型に復旧すること。
- (13) 事故発生時には、速やかに監督職員に報告すること。
- (14) 作業時間は原則として、0815～1700までとし、土日祝日は含まない。ただし、工事の都合上又は宿舎貸与者の都合上作業時間の延長等を必要とする場合には、監督職員と協議するものとする。

## 6 特記仕様書

- (1) 天井クロス貼替の規格等については、下表のとおりとする。

整備場所	規格等	面積 (m <sup>2</sup> )	数量 (戸数)	備考
滝ヶ原宿舎 B棟	1 材料 (1) JIS A 6921(壁紙)に基づくもの (2) 建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたもの (3) ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆同等以上のもとの (4) 接着剤はJIS A 6922に基づくもの (5) パテ及びシーラーは壁紙専用のものとする。 (6) 湿気の多い場所は防カビ材を使用すること 2 色調 (1) 白色系、クリーム色	43.85	1戸	・各宿舎の天井クロスの面積については、基準とするも実寸法を優先とする。
ぐみ沢宿舎		64.65	1戸	

- (2) 張付けは、クロスをコンクリート下地に直接張り付けるものとし、たるみ、模様等の食い違いがないよう断ちあわせて張り付ける。
- (3) 天井コンクリートの下地面の状況に応じ穴埋めパテかいを実施する。
- (4) (1)の数量については予定数量のため変更する場合がある。
- (5) その他
  - ア 本整備は公務員宿舎内であるため、入居者及び近隣住民に及ぼす騒音、粉塵等の影響については十分留意し、最小限となるように配慮すること。

- イ 本整備の作業時期は、監督職員を通じて宿舎貸与者の了承を得た後、施工を行うものとすること。
- ウ 電気、水道等の光熱水費は受注者負担とする。
- エ 本整備に関する保証は、完了検査合格後1年間とする。
- オ 提出書類
  - (ア) 整備材料搬入報告書（出荷証明書）
  - (イ) 着工届
  - (ウ) 現場代理人等指名通知書
  - (エ) 工程表
  - (オ) 整備写真
  - (カ) 完成通知書
  - (キ) その他、監督職員が指示する書類